

公募指針公示後の基地港検討にあたっての留意事項

1. 東北地方整備局への基地港湾に関する問合せルール

1) HPからの問合せ方法について

- 東北地方整備局からの情報は、東北地方整備局港湾空港部のHP『海洋再生可能エネルギー関連情報』において公開しており、質問、確認事項あった際には、HP掲載の問合せ様式にて、専用アドレス《pa.thr-windpower※mlit.go.jp（※を@にして送信）》へ送信すること。
- 問合せあった事項については、公募指針に記載の『文章による協議事項』同等と見なし会社名・団体名を抜いた上で、当局からの回答を含め原則公表（HP掲載）とする。質問に当たっては質問の背景等と質問は明確に切分けのうえ簡潔に記載のこと
- 問合せ事項は原則として随時公表とする。

2) 東北地方整備局との個別面談について

- 個別面談による質問内容及び回答についても原則同HPでの公開とする。
- 個別面談での申し入れは、いくつかの候補日を専用アドレス《pa.thr-windpower※mlit.go.jp（※を@にして送信）》にて要望するものとし、後日東北地方整備局より対応可能な日時を回答するものとする。
- 個別面談は国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲で対応するが、当該規程等に違反する行為を伴う接触があった場合には、公募参加資格を失うことに留意のこと

2. 公募指針（別添3）補足説明

1) 希望する利用スケジュール等の通知について

- 公募占有指針には「公募占有計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること」が規定されているため、東北地方整備局担当者宛および秋田県に利用スケジュールを通知すること。
- この際、東北地方整備局への通知については特に様式を定めなため、社印若しくは会社名の入った文章をHP掲載の専用アドレス《pa.thr-windpower※mlit.go.jp（※を@にして送信）》に送信すること。
- 提出期限は公募指針公示後に都度、設定し公表する。
- 秋田県への通知については、秋田県港湾空港課専用アドレス《kowan-kuko※pref.akita.lg.jp（※を@にして送信）》に送信すること。
- 利用条件については本説明の内容確認により各事業者が確認することとし、各事業者の利用計画の提出は求めず、内容に関する事前承諾等を行わない。

2) 秋田県との調整事項

- 公募占有指針には「事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することを可能とする。

この場合、公募占有計画の提出時に、「当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。」とされていることから、近隣の重要港湾、地方港湾について管理者である秋田県へ確認すること。

- また、基地港内の拠点形成区域（貸付区域）以外の施設、若しくは、土地の利用についても秋田県へ確認の上、同意書の提出を依頼すること。
- なお、秋田県への個別面談での申し入れは、いくつかの候補日を専用アドレス《kowan-kuko※pref.akita.lg.jp（※を@にして送信）》にて要望するものとし、後日秋田県より対応可能な日時を回答するものとする。
- 個別面談による確認は、公募占用計画の記載方法に関する質問はHPで公表とする。

3) その他

- 東北地方整備局、若しくは秋田県が整備した港湾施設に対し、事業者側の要望により改良を加えること等については、その必要性等について事業者として選定された者と調整することを原則とする。